

里親養育包括支援（フォスタリング）事業について

区は令和4年4月の児童相談所開設に当たり、里親支援にかかる業務の一部を外部委託により実施しているが、里親支援の推進を図るため、業務範囲を拡充した里親養育包括支援（フォスタリング）事業について以下により実施準備を進める。

1 背景等

国は児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）に規定する家庭養育優先の原則のもと、里親家庭委託の拡充を目的として、里親制度の普及啓発・リクルート、里親委託推進、研修・トレーニング、里親養育支援、委託児童の自立支援等事業について民間事業者等の活用により一貫して対応する体制の構築を推進している。

区は、上記事業の一部を社会福祉法人や里親当事者が組織する団体へ委託して実施してきたところであるが、さらなる里親の開拓、里親の養育力の向上及び里親委託の促進を図るため、上記事業を包括した里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施を進めていく。

2 実施項目

国により示されている平成30年7月6日子発0706第2号別添「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」及び、平成31年4月17日子発0417第3号別添「里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱」を踏まえ、以下の項目の実施を予定する。（※については、新たに一括して委託を予定する項目）

- （1）里親制度普及促進・リクルート業務の実施
- （2）新規登録・登録更新・里親委託推進業務（※）
- （3）研修業務（※）
- （4）トレーニング業務
- （5）里親養育への支援業務（里親等相談支援業務、里親相互支援業務、養育家庭等自立

支援業務) (※)

3 実施方法

民間事業者等の専門的知見を活用し、一貫した質の高い里親支援を実現するため、業務委託による実施を予定する。

委託に当たっては、企画提案公募型事業者選定方式による事業者選定を想定する。

4 今後のスケジュール (予定)

令和6年9月 事業者応募告知

11月 事業者選定

令和7年2月 事業準備委託開始

4月 事業委託開始